

グリーン調達ガイドライン

(環境関連物質管理基準)

基準番号:HS-Q3-07

第5版 2021年8月1日発行

加賀マイクロソリューション株式会社

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 1/1	改訂履歴 -
------------------	---------------------	------------	-----------

規程、基準の改訂内容管理表

版	改訂年月日	改訂内容	承認	担当
1	2018.1.1	事業譲渡に伴う、社名変更(加賀マイクロソリューション株式会社 EDMSCカンパニー)	櫻井	一海
2	2018.6.1	各国・地域の最新の化学物質規制に対応し、 ・管理物質の見直し ・管理レベルの見直し ・含有調査方法の見直し 等を実施。	櫻井	一海
3	2019.9.1	各国・地域の最新の化学物質規制に対応し、 ・管理物質の見直し ・カドミウムの適用除外内容見直し ・鉛の適用除外内容見直し 環境関連物質の調査における提出情報の一部記述変更・追加	櫻井	一海
4	2020.10.1	2. 適用範囲に対象外を追加 各国・地域の最新の化学物質規制に対応し、 ・管理物質の見直し ・RoHS指令適用除外情報一覧の追加 ・物質と各国・地域の法規制の見直し	櫻井	一海
5	2021.8.1	各国・地域の最新の化学物質規制に対応し、 ・管理物質の見直し ・RoHS指令適用除外情報修正 ・物質と各国・地域の法規制の見直し ・不使用保証書 物質追加	櫻井	一海

規程番号	規程名	ページ	-
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

目 次

	ページ
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 加賀マイクロソリューション株式会社のグリーン調達システム.....	3
5. 環境管理物質と管理水準	4
5.1 環境管理物質	4
5.2 環境管理物質についての管理レベルと主な対象	6
5.3 包装部品・材料に関する事項.....	14
5.4 電池に関する事項	15
5.5 物質と各国・地域の法規制	19
6. 環境関連物質の調査	21

「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-1)

規程番号	規程名	ページ	1/21
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

1. 目的

当社の製品に使用する部品、部材等に含有する環境管理物質について、管理水準を明確にすることにより、法令遵守、環境負荷を低減することを目的とします。

2. 適用範囲

- ・当社が調達する部品/製品・材料・副資材・包装部品(例:電子部品/機構部品/ラベル/ハンダ/接着剤/ポリ袋/化粧箱/印刷物等)
 - ・当社が第三者に製造を委託した半製品/完成品
(ただし、化学物質管理に対する顧客要求が無い場合は対象外とする)
 - ・当社が第三者に設計・製造を委託した完成品
(ただし、化学物質管理に対する顧客要求が無い場合は対象外とする)
- ※納品物品の搬送等に使用される、梱包・包装材は、除外します

3. 用語の定義

(1) 環境管理物質

製品及びその部品、材料(包装材料/包装部品を含む)に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと当社が判断した物質。

(2) 環境管理物質の管理水準

以下の3種類の管理水準で管理します。

① 禁止

物質とその用途について部品・材料に使用することを禁止するもの。

② 管理

物質とその用途について使用状況の把握をおこなうもの。

当社が要求した場合、使用化学物質、使用部位、含有量等の情報を速やかに提示可能なこと。

③ 適用除外

法規制除外項目等を考慮し、使用を許可する条件。

規程番号	規程名	ページ	2/21
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

(3) 含有

物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に残存すること。

加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着し残存する場合も含有として扱います。

(4) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性、または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたはそれらに使用される材料に、物質が残存すること。

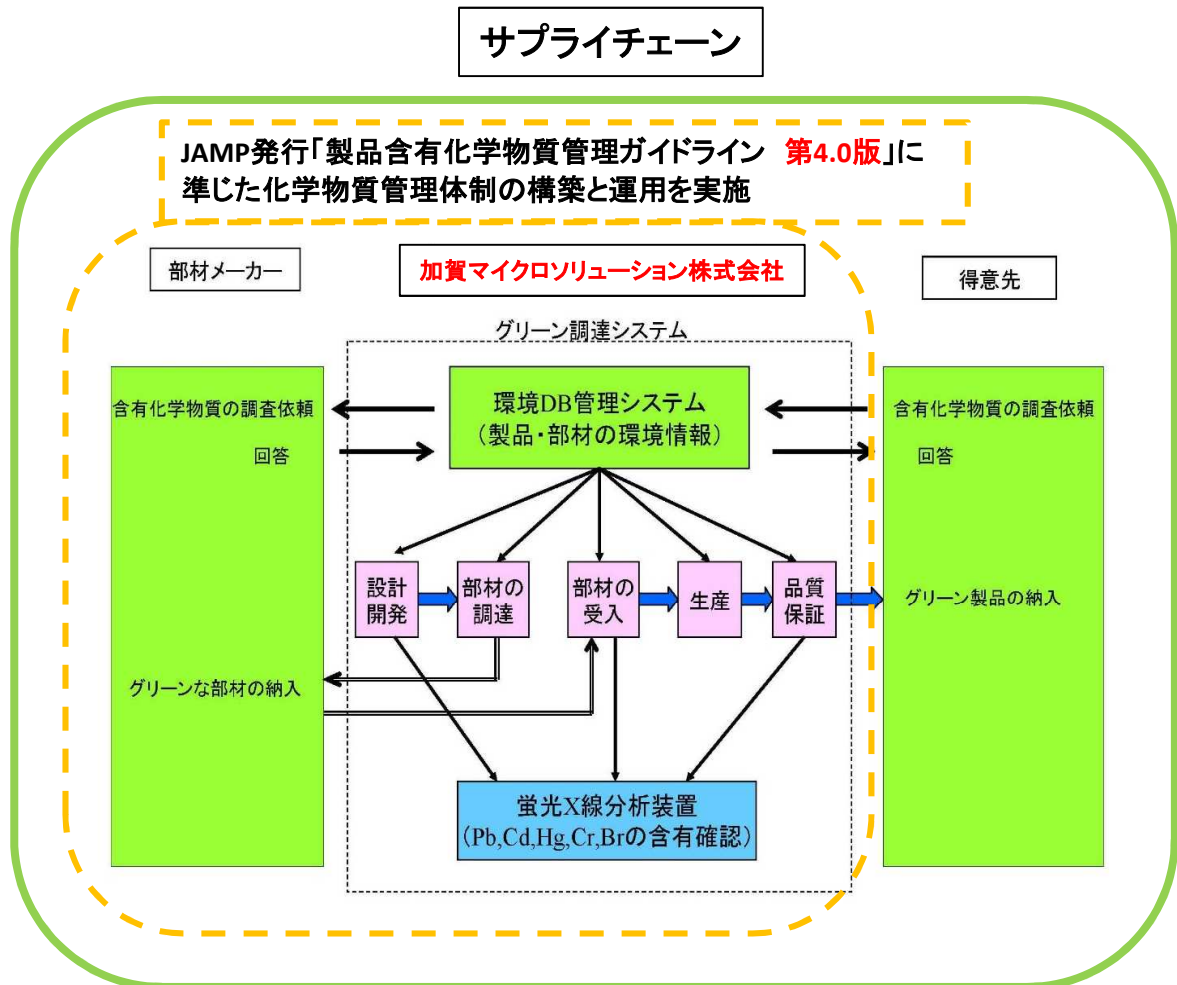
(5) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質 (natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「意図的添加」として扱います。

4. 加賀マイクロソリューション株式会社のグリーン調達システム

以下に示したサプライチェーン全体で安定したグリーン調達を実現すべく、部品メーカー殿にはJAMP発行「製品含有化学物質管理ガイドライン 第4.0版」に準じた化学物質管理体制の構築をお願いいたします。



5. 環境管理物質と管理水準

5.1 環境管理物質

表5.1 環境管理物質名一覧

物質名
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)
フタル酸ジブチル(DBP)
フタル酸ブチルベンジル(BBP)
フタル酸ジイソブチル(DIBP)
カドミウム及びカドミウム化合物
鉛及び鉛化合物
水銀及び水銀化合物
六価クロム化合物
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)
ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替品
ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)
ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)
短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)(SCCP)
トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)
トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)
トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)
ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)
オゾン層破壊物質(ODS)
パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)と個々の塩及びPFOAのエステル
パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質
三置換有機スズ化合物
ジブチルスズ(DBT)化合物
ジオクチルスズ(DOT)化合物
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)
酸化ベリリウム
塩化コバルト
三酸化ニヒ素
五酸化ニヒ素
ニッケル
フタル酸ジイソノニル(DINP)
フタル酸ジイソデシル(DIDP)
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	5/21
------------------	---------------------	-----	------

表5.1 環境管理物質名一覧 続き

物質名
アスベスト
ホルムアルデヒド
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
ジメチル=フマラート(DMF)
多環芳香族炭化水素(PAH)
臭素系難燃剤(BFR)
塩素系難燃剤(CFR)
過塩素酸塩
放射性物質
リン酸トリアリールイソプロピル化物(PIP)(3:1)
EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質(SVHC)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	6/21
------------------	---------------------	-----	------

5.2環境管理物質についての管理レベルと主な対象

表5.2 環境管理物質についての管理レベルと主な対象

物質群/物質名		CAS No
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)		117-81-7
フタル酸ジブチル(DBP)		84-74-2
フタル酸ブチルベンジル(BBP)		85-68-7
フタル酸ジイソブチル(DIBP)		84-69-5
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・電気電子機器に使用される部品・材料 ・キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチに使用される部品・材料	均質材料中の0.1重量%(1000ppm)
	・玩具または育児製品に使用される部品・材料	可塑化した材料の0.1重量%(1000 ppm) (DEHP、DBP、BBP、DIBPの合計として)

物質群/物質名		CAS No
カドミウム及びカドミウム化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て (包装部品・材料については5.3も参照、電池については5.4も参照)	均質材料中のカドミウムの0.01重量%(100 ppm)
適用除外	表5.3参照	

物質群/物質名		CAS No
鉛及び鉛化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て (包装部品・材料については5.3も参照、電池については5.4も参照)	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000 ppm)
適用除外	表5.3参照	

物質群/物質名		CAS No
水銀及び水銀化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て (包装部品・材料については5.3も参照、電池については5.4も参照)	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000 ppm)
適用除外	表5.3参照	

物質群/物質名		CAS No
六価クロム化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・天然皮革部品・材料	皮革部分中の乾燥総重量の0.0003重量%(3 ppm)の六価クロム
	・上記以外の全て (包装部品・材料については5.3も参照、)	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000 ppm)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	7/21
------------------	---------------------	-----	------

物質群/物質名		CAS No
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加または成形品中の0.01 重量% (100 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	材料中の0.005 重量% (50 ppm)

物質群/物質名		CAS No
短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)(SCCP)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加または成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
トリス(2-クロロエチル)ホスファート(TCEP)		115-96-8
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファート(TCPP)		13674-84-5
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP)		13674-87-8
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	8/21
------------------	---------------------	-----	------

物質群/物質名		CAS No
ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物		9002-86-2
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触ICカード(FeliCa)の基材 ・業務用を除く、デジタルカメラ、ビデオカメラ及びポータブルオーディオのキャリングバッグ、キャリングケース及びキャリングポーチの生地及びコーティング剤 ・アクセサリ、接続コード等を束ねる結束バンド ・製品及び製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装部品・材料(袋、粘着テープ、カートン、プリスタパック等) (デバイス、半導体およびその他部品に用いられるトレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等を除く) ・熱収縮チューブ(電池用を除く) ・フレキシブルフラットケーブル(FFC) ・絶縁板、化粧板及びラベル(電池用を除く) ・シート、ラミネート(木製スピーカーの外装に使用されるシート、ラミネートを含む) ・車載機器取付け用吸着盤 	意図的使用
管理	・上記以外の全て	意図的使用

物質群/物質名		CAS No
フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	意図的使用

物質群/物質名		CAS No
オゾン層破壊物質(ODS) モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質(下記ウェブサイトを参照)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	意図的添加
http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html (環境省ウェブサイト)		

物質群/物質名		CAS No
パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的添加または部品の材料中の0.1重量%(1000 ppm)(PFOSの合計として) ・意図的添加またはコートされた材料中の1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$

物質群/物質名		CAS No
パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩およびPFOA関連物質		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・全て	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の材料中、PFOA及びその塩は25ppb、PFOA関連物質は合計として0.0001重量%(1000ppb) ・材料中の1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$(PFOAの合計として)

物質群/物質名		CAS No
ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・全て	意図的添加

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	9/21
------------------	---------------------	-----	------

物質群/物質名		CAS No
三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ジブチルスズ(DBT)化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ジオクチルスズ(DOT)化合物		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 皮膚と接触することを意図する織物(布地、テキスタイル)/皮革製品用の部品・材料 ・ 育児製品用の部品・材料 ・ 2液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		56-35-9
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
酸化ベリリウム		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	製品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
二塩化コバルト		7646-79-9
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬	意図的添加
	・ 湿度インジケータ (注)湿度インジケータとは、塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)
管理	・ 上記以外の全て	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
三酸化二ヒ素		1327-53-3
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラス	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)
管理	・ 上記以外の全て	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
五酸化二ヒ素		1303-28-2
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラス	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)
管理	・ 上記以外の全て	成形品中の0.1 重量%(1000 ppm)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	10/21
------------------	---------------------	-----	-------

物質群/物質名		CAS No
ニッケル		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・ 長期間皮膚に接触する可能性のある製品用の部品・材料	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
フタル酸ジイソノニル(DINP)		28553-12-0 68515-48-0
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	可塑化した材料の0.1 重量%(1000 ppm)
管理	・ 上記以外の全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
フタル酸ジイソデシル(DIDP)		26761-40-0 68515-49-1
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	可塑化した材料の0.1 重量%(1000 ppm)
管理	・ 上記以外の全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		117-84-0
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	可塑化した材料の0.1 重量%(1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
アスベスト		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
ホルムアルデヒド		50-00-0
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 製品(スピーカ、ラック等)に組み込んで使用される、繊維板(ファイバーボード)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品	意図的添加
	・ 織物(布地、テキスタイル)	織物材料中の0.0075 重量%(75 ppm)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	11/21
------------------	---------------------	-----	-------

物質群/物質名		CAS No
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 芳香族アミンは表5.2b の物質が対象		下記参照
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 織物(布地、テキスタイル)/皮革製品の部品・材料	仕上がり織物/皮革製品の材料中の生成アミンが0.003 重量%(30 ppm)

表5.2b 芳香族アミン

CAS No.	名称
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン; 4-クロロ-2-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアミン
97-56-3	<i>o</i> -アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン; 5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン
106-47-8	<i>p</i> -クロロアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-メチレンジアニリン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
120-71-8	<i>p</i> -クレシジン; 6-メトキシ- <i>m</i> -トルイジン
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
139-65-1	4,4'-チオジアニリン; 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	<i>o</i> -トルイジン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン; 4-メチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
90-04-0	<i>o</i> -アニシジン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	12/21
------------------	---------------------	-----	-------

物質群/物質名		CAS No
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)		3846-71-7
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加または成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
ジメチル=フマラート(DMF)		624-49-7
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	部品中の0.00001 重量% (0.1 ppm)

物質群/物質名		CAS No
多環芳香族炭化水素(PAH)		-
ベンゾ(a)ピレン(BaP)		50-32-8
ベンゾ(e)ピレン(BeP)		192-97-2
ベンゾ(a)アントラセン(BaA)		56-55-3
クリセン(CHR)		218-01-9
ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)		205-99-2
ベンゾ(i)フルオランテン(BjFA)		205-82-3
ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA)		207-08-9
ジベンゾ(a,h)アントラセン(DBAhA)		53-70-3
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005 重量% (0.5 ppm)
	・ 玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例: グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001 重量% (1 ppm)

物質群/物質名		CAS No
臭素系難燃剤(BFR) (PBB 類、PBDE 類及びHBCDD を除く)		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・ 積層プリント配線基板	基板の材料中臭素の含有合計で0.09重量% (900 ppm)
	・ 積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
塩素系難燃剤(CFR) (TCEP、TCPP、TDCPP を除く)		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・ 積層プリント配線基板	基板の材料中塩素の含有合計で0.09重量% (900 ppm)
	・ 積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の0.1 重量% (1000 ppm)

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	13/21
------------------	---------------------	-----	-------

物質群/物質名		CAS No
過塩素酸塩		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・ 全て	電池または構成部品の6E-7 重量% (6ppb)

物質群/物質名		CAS No
放射性物質		-
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

物質群/物質名		CAS No
EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質(SVHC)		-
管理水準	対象	閾値レベル
管理	・ 全て	成形品中の0.1 重量% (1000 ppm)

物質群/物質名		CAS No
リン酸トリアリールイソプロピル化物 (PIP) (3:1)		68937-41-7
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全て	意図的添加

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	14/21
------------------	---------------------	-----	-------

表5.3 RoHS指令 適用除外用途

※除外期限: カテゴリー1~7、10

No	物質	適用除外用途	除外期限
1(a)	Hg	一般照明用途 30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり2.5mgを超えない	審議中
1(b)	Hg	一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	審議中
1(c)	Hg	一般照明用途 50W以上150W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	審議中
1(d)	Hg	一般照明用途 150W以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり15mgを超えない	審議中
1(e)	Hg	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり7mgを超えない	審議中
1(f)	Hg	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	審議中
1(g)	Hg	20000時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W未満: 3.5 mg/バーナー	審議中
2(a)(1)	Hg	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光灯であってランプ当たりの水銀含有量が4mgを超えない	審議中
2(a)(2)	Hg	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光灯であってランプ当たりの水銀含有量が3mgを超えない	審議中
2(a)(3)	Hg	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光灯であってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	審議中
2(a)(4)	Hg	3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光灯であってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	審議中
2(a)(5)	Hg	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光灯であってランプ当たりの水銀含有量が5mgを超えない	審議中
2(b)(3)	Hg	直管蛍光灯以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	審議中
2(b)(4)	Hg	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	審議中
3(a)	Hg	短尺ランプ(500 mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯(CCFL及びEEFL)の水銀/1 ランプ当たり3.5 mg を超えない	審議中
3(b)	Hg	中尺ランプ(500 mm 超1500 mm 以下)/特殊用途の冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯(CCFL 及びEEFL)の水銀/1 ランプ当たり5 mg を超えない	審議中
3(c)	Hg	長尺ランプ(1500 mm 超) /特殊用途の冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯(CCFL 及びEEFL)の水銀/1 ランプ当たり13 mg を超えない	審議中

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	15/21
------------------	---------------------	-----	-------

No	物質	適用除外用途	除外期限
4(a)	Hg	その他の低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	審議中
4(b)-I	Hg	P(ランプ電力) ≤ 155W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり30mgを超えない	審議中
4(b)-II	Hg	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり40mgを超えない	審議中
4(b)-III	Hg	405W < P(ランプ電力)/平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり40mgを超えない	審議中
4(c)-I	Hg	P(ランプ電力) ≤ 155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり25mgを超えない	審議中
4(c)-II	Hg	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり30mgを超えない	審議中
4(c)-III	Hg	P(ランプ電力) > 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり40mgを超えない	審議中
4(e)	Hg	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	審議中
4(f)	Hg	EU RoHS 付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	審議中
5(b)	Pb	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2 重量%を超えないもの	審議中
6(a)-I	Pb	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35 重量%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に0.2 重量%まで含まれる鉛	審議中
6(b)-I	Pb	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4 重量%までの鉛	審議中
6(b)-II	Pb	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4 重量%までの鉛	審議中
6(c)	Pb	鉛含有量が4 重量%以下の銅合金	審議中
7(a)	Pb	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が85 重量%以上の鉛ベースの合金)	審議中
7(c)-I	Pb	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	審議中
7(c)-II	Pb	定格電圧が交流125 V または直流250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	審議中
8(b)-I	Cd	以下に用いられる電気接点中のカドミウムおよびその化合物 <ul style="list-style-type: none"> ・ サーキットブレーカ ・ 温度制御センサー ・ 密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・ 交流250 V 以上で定格電流6 A 以上、または交流125 V 以上で定格電流12 A 以上の交流スイッチ ・ 定格電力が直流18 V 以上で定格電流20 A以上の直流スイッチ ・ 200 Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ 	審議中

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	16/21
------------------	---------------------	-----	-------

No	物質	適用除外用途	除外期限
13(a)	Pb	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	審議中
13(b)-(I)	Pb	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	審議中
13(b)-(II)	Cd	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム(EU RoHS 附属書のNo39に該当する用途は除く)	審議中
13(b)-(III)	Cd,Pb	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	審議中
15(a)	Pb	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・ 90nm 半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・ いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300 mm ² 以上 ・ 300 mm ² 以上のダイ、または300 mm ² 以上のシリコンのインターポザーを有するスタック型ダイパッケージ	審議中
18(b)	Pb	BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	審議中
18(b)-I	Pb	医療用光療法機器に使用されるBSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)(ただしAnnex IVの34でカバーされる用途を除く)	審議中
24	Pb	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	審議中
29	Pb	理事会指令69/493/EECの附属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	審議中
32	Pb	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	審議中
34	Pb	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	審議中
39(a)	Cd	ディスプレイ照明用途について、ダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム	審議中
41	Pb	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令97/68/EC のクラスSH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	審議中

規程番号 HS-Q3-07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	17/21
------------------	---------------------	-----	-------

5.3 包装部品・材料に関する事項

包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品を「入れる」、「保護する」、「取り扱う」、「配送する」、「授与する」のために使用されるあらゆる材料及び部品から出来た製品。

(注) 輸送業者または納入業者の管理下において、加賀マイクロソリューション内、又はエンドユーザーから排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装は除く。

表5.4 包装部品・材料に関する追加事項

重金属(カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)		
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	・ 全ての包装部品・材料	包装を構成する各部材・インキ・塗料に対し、合計100 ppm 以上の重金属(水銀、カドミウム、六価クロム、鉛)の含有
適用除外	・ 輸送業者または部品納入業者が所有する通函	

表5.5 包装部品・材料の識別の具体例

加賀マイクロソリューション製品に使用及び調達材料梱包等に用いられるもの		
PACKAGING		
1.	カートン(箱)	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
2.	緩衝材	
3.	保護袋(シート)	発泡プラスチック又は不織布など
4.	ポリ袋	
5.	封筒	保証書用封筒など
6.	ブリスターパック	
7.	フィルム	液晶ディスプレイの表面などに貼る保護フィルムを含む
8.	仕切り/スペーサ	
9.	印刷インキ	包装材の印刷に用いるもの
10.	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
11.	ラベル	包装材の貼り付けに用いる現品表やバーコードラベル等
12.	結束バンド	PPバンドなど
13.	化粧箱	
14.	マガジンスティック	製品などの輸送に用いられるもの
15.	トレイ	
16.	リール	

5.4 電池に関する事項

電池については以下物質を規制対象とする。

表5.6 電池に含まれるカドミウム、鉛、水銀についての対象

カドミウム及びカドミウム化合物		
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	<ul style="list-style-type: none"> マンガン電池(ボタン形電池を除く) アルカリマンガン電池(ボタン形電池を除く) ニッケル水素二次電池(ボタン形電池を除く) 	電池中のカドミウムの0.001 重量%(10ppm)
	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の電池 	電池中のカドミウムの0.002 重量%(20ppm)

鉛及び鉛化合物		
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	<ul style="list-style-type: none"> アルカリマンガン電池(ボタン形電池を除く) 	電池中の鉛の0.004 重量%(40 ppm)
	<ul style="list-style-type: none"> マンガン電池 アルカリマンガンボタン形電池 	電池中の鉛の0.1 重量%(1000 ppm)
	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の電池 	電池中の鉛の0.2 重量%(2000 ppm)

水銀及び水銀化合物		
管理水準	対象	閾値レベル
禁止	<ul style="list-style-type: none"> 全ての電池 	意図的添加または電池中の水銀の0.0001 重量%(1 ppm)、均質材料中の水銀の0.0005 重量%(5ppm)

規程番号	規程名	ページ	19/21
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

5.5 物質と各国・地域の法規制

注) 2021年2月現在、確認した内容です。改訂版および附属書がある場合は、それについても参照のこと。

なお、法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新版をご参照ください。

物質名	法規制(例)
カドミウム および カドミウム化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII EU・RoHS 指令 (2011/65/EU) EU・電池指令 (2006/66/EC)
鉛 および 鉛化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII EU・RoHS 指令 (2011/65/EU) EU・電池指令 (2006/66/EC)
水銀 および 水銀化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII EU・電池指令 (2006/66/EC) EU・RoHS 指令 (2011/65/EU)
六価クロム化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII EU・RoHS 指令 (2011/65/EU)
ポリブロモビフェニル(PBB)	EU 改正POPs規則 2019/1021 EU・RoHS 指令 (2011/65/EU)
ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	EU 改正POPs規則 2019/1021 EU・RoHS 指令 (2011/65/EU)
ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 EU 改正POPs規則 2019/1021
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質 EU 改正POPs規則 2019/1021
ポリ塩化ナフタレン(PCN)	日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質 EU 改正POPs規則 2019/1021
ポリ塩化ターフェニル(PCT)	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	EU 改正POPs規則 2019/1021
リン酸トリス 2-クロロエチル(TCEP)、リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	アメリカ合衆国・バーモント州・Act85
ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)	EU 改正Fガス規則 No. 517/2014
オゾン層破壊物質(ODS)	EU・EU オゾン層破壊物質に関する規則 (EC) No. 2037/2000 EC オゾン層破壊物質に関する規則 1005/2009 モントリオール議定書
パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)	EU 改正POPs規則 2019/1021 日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質
パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びそのエステル	EU 改正POPs規則 2019/1021

規程番号	規程名	ページ	20/21
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

物質名	法規制(例)
三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物含む)	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII 日本・化学物質審査規正法 第1種/第2種特定化学物質
ジブチルスズ (DBT) 化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
ジオクチルスズ (DOT) 化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
酸化ベリリウム	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
塩化コバルト	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	日本・化学物質審査規正法 第1種特定化学物質
三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 XIV
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII EU・RoHS 指令 (2011/65/EU, 2015/863/EU)
アスベスト	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
特定アゾ化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
ホルムアルデヒド	アメリカ合衆国 ホルムアルデヒド規制 40 CFR Part 770 EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	日本・化学物質審査規正法 第1種特定化学物質 EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
ジメチル=フマラート(DMF)	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
多環芳香族炭化水素(PAH)	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
ニッケル及びニッケル化合物	EU・REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII
リン酸トリアリールイソプロピル化物 (PIP) (3:1)	アメリカ合衆国 有害物質規制法 (TSCA)

規程番号	規程名	ページ	21/21
HS-Q3-07	グリーン調達ガイドライン		

6. 環境関連物質の調査

(1)当社から調達品の環境関連物質の調査依頼があった際は、以下の情報をご提供ください。

①「chemSHERPA-AI/CI」

※「chemSHERPA」 <https://chemsherpa.net/tool>

②成分表もしくは製品安全データシート(MSDS) ※汎用電子部品は原則不要

調達品に使用される全ての部品・原材料の成分表をメーカーより入手し、物質毎の含有量を把握し、成分表もしくは製品安全データシート(MSDS)を提出してください。

③RoHS物質精密測定データ ※汎用電子部品は原則不要

・プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキについては、RoHS10物質の精密測定データを提出してください。

・金属については、4物質(Cd, Pb, Hg, Cr⁺⁶)の精密測定データを提出してください。

RoHS10物質	カドミウム及びその化合物(Cd)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)
	鉛及びその化合物(Pb)	フタル酸ジブチル(DBP)
	水銀及び水銀化合物(Hg)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)
	六価クロム化合物(Cr+6)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)
	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	
	ポリブロモビフェニル(PBB)	

RoHS物質精密測定データの有効期限

RoHS物質精密測定データの有効期限は、新規採用部品の場合、原則として分析日より2年と致します。

④不使用証明書 ※汎用電子部品は原則不要

管理水準が「禁止」の物質を使用していないことを保証して頂くために

「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-1)を提出してください。

(2)調達品の当社における確認の実施

納入頂きました調達品につきましては、定期的に当社にて環境管理物質の含有の有無を確認致します。

①カドミウム(Cd)、鉛(Pb)、水銀(Hg)、クロム(Cr)、臭素(Br)について社内にて蛍光X線分析装置にて確認致します。

②蛍光X線分析にて含有の疑いがある場合には、再度のRoHS物質精密測定データの提出をお願いする場合があります。

(3)変更時の対応

材質/材質メーカー/製造場所/製造工程等の変更が生じた場合は必要に応じて上記データを調査担当部門へ提出してください。

加賀マイクロソリューション株式会社 御中

年 月 日

貴社名：
 部署名： 社印
 責任者：

製品に含まれる環境関連物質に関する保証書 (Ver.3)

貴社に納品する部品・副資材及びユニット部品の使用材料、包装材及び製造工程における添加剤について管理水準が「禁止」の物質とその用途がない事を証明致します。
 ※「禁止」の物質・用途については、グリーン調達ガイドライン(HS-Q3-07)を参照のこと。

【レベル1使用禁止物質】

1	カドミウム及びカドミウム化合物	22	ジオクチルスズ (DOT) 化合物
2	鉛及び鉛化合物	23	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)
3	水銀及び水銀化合物	24	酸化ベリリウム
4	六価クロム化合物	25	塩化コバルト
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	26	三酸化ニヒ素
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	27	五酸化ニヒ素
7	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	28	石綿 (アスベスト)
8	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	29	特定アゾ化合物
9	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)	30	ホルムアルデヒド
10	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	31	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)
11	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13) (SCCP)	32	ジメチル=フマラート (DMF)
12	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート (TCEP)	33	多環芳香族炭化水素 (PAH)
13	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)	34	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)
14	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート (TDCPP)	35	フタル酸ジブチル (DBP)
15	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	36	フタル酸ブチルベンジル (BBP)
16	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC混合物	37	フタル酸ジイソブチル (DIBP)
17	オゾン層破壊物質 (ODS)	38	フタル酸ジイソノニル (DINP) * 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料
18	パーフルオロオクタンスルホン酸 (塩を含む) (PFOS)	39	フタル酸ジイソデシル (DIDP) * 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料
19	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル	40	フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP) * 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料
20	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT) 化合物・トリフェニルスズ (TPT) 化合物含む)	41	放射性物質
21	ジブチルスズ (DBT) 化合物	42	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (PIP) (3:1)

【対象製品】

品名	納入品番 (加賀マイクロソリューションへの納入品番)

【本ガイドラインに関するお問い合わせ先】

加賀マイクロソリューション株式会社 品質保証部 安全環境課
TEL:03-5931-0158